

父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務
審査結果取りまとめ表

【公益社団法人商事法務研究会】

項目番号	評価項目	評価基準			倉重企画官		今村局付		上田局付	
			基礎点	加点	基礎点	加点	基礎点	加点	基礎点	加点
1	全般	業務の目的及び業務の内容を理解した上で記載がされており、業務の目的を達成するための調査研究の実施方法及びその理由について適切かつ効果的・効率的なものが提案されていること。	—	6	—	—	—	—	—	—
2	業務内容	①父母の離婚、別居等を経験する子の意見等の把握、②その意見等の養育の在り方への反映について、国内外の実情を調査すること。 国内外における現状把握として、まずは文献調査を中心とする先行研究調査を行うこととし、文献調査で不足する点や、その後の検討のために更に調査すべき点が生じた場合には、それらの点について、補充調査を行うこと。 海外の実情調査に当たっては、オーストラリア(子どもの代理人制度の観点)及びドイツ(子どもの手続補佐人及び裁判官による子への審問の観点)は必ず調査対象に含めること。 また、父母の離婚を経験する子への支援の在り方については、心理学領域の先行研究についても調査を行うこと。 以上を実施するための具体的な提案がされていること。	—	8	—	—	—	—	—	—
3		上記調査結果について、本調査研究以外の場面でも子の意見等の把握等の在り方について検討する際の基礎資料として用いることができるよう、わかりやすくまとめること。	○	—	○	○	○	○	○	○
4	子に対する支援等についてのヒアリング調査	先行研究調査の結果を踏まえ、更なる現状及び課題の把握のために、我が国における父母の離婚等を経験する子の意見等の把握及び反映の実務に関して、次のもにに対しヒアリング調査を行うこと。 (1)弁護士、家庭裁判所調査官 (2)民間支援団体 (3)地方自治体 (4)児童相談所、学校等 以上の調査及びその分析を実施するための具体的な提案がされていること。	—	8	—	—	—	—	—	—
5	父母の離婚を経験した子の調査	未成年期に父母の離婚等を経験した者を対象として、その後の自身の養育の在り方について、意見を述べることができたか、述べたかったか、述べることができなかつたとすればなぜか、どのような支援が必要かといった事項について調査を行うこと。 以上を実施するための具体的な提案がされていること。	—	8	—	—	—	—	—	—
6	父母の離婚等を経験する子の意見の把握及び反映の支援の在り方の検討	上記の各調査結果を踏まえ、合議体において、①専門家による聞き取り等、②子の手続代理人の活用、③子が自ら利用ができる相談支援等といった点を中心とし、父母の離婚等を経験する子の意見等の把握及び反映の支援の在り方を検討すること。 また、そのような支援を行う前提として、子自身が自らの置かれている状況を適切に把握した上で意見等を形成することができるようするため、子に対する適切な情報提供の在り方についても検討すること。 以上を実施するための具体的な提案がされていること。	—	10	—	—	—	—	—	—
7		上記の検討結果を踏まえ、国又は地方自治体において実際に取り組むことができる形で、支援モデルをまとめる。	○	—	○	○	○	○	○	○
8	子に対する情報提供の試行	子に対する情報提供のモデルについて、試行を行うこと。 以上を実施するための具体的な提案がされていること。	—	8	—	—	—	—	—	—
9		上記の試行結果に基づき、必要な改良を行うこと。	○	—	○	○	○	○	○	○
10	業務実施体制	研究担当者として望ましいと考えられる者及びその理由の提案がされていること。	—	10	—	—	—	—	—	—
11		業務の遂行に当たる作業人員が、十分な知識、スキル及び豊富な経験を有していることが具体的に示されていること。	—	6	—	—	—	—	—	—
12		本業務の目的を達成するため効果的かつ効率的な体制が組まれていること。	○	—	○	○	○	○	○	○
13		法務省と隨時打合せ可能な連絡担当者が配置されていること。	○	—	○	○	○	○	○	○
14	実施スケジュール等	調査手法、日程等に無理がなく、実現性があること。	○	—	○	○	○	○	○	○
15		業務の目的を達成するため、報告書の校正期間等を含め、計画的かつ効率的な提案がされていること。	—	4	—	—	—	—	—	—
16	調査実施能力	過去に、離婚等の家族問題に関する社会調査を行った経験があり、その経験を踏まえた提案がされていること。	—	6	—	—	—	—	—	—
17		調査研究は、受注者並びに研究代表者及び協力研究者による合議体によって行い、受注者は合議体の事務局の役割を担うこと。離婚問題に関する社会調査や行動科学分野の研究について知見のある学識経験者、実務家等と連携を図ることができること。	—	6	—	—	—	—	—	—
18	機密保持	業務上知り得た情報を第三者に開示しないこと、漏えいするおそれのある一切の行為をしないこと、本業務以外の目的では利用しないことが明確にされていること。	○	—	○	○	○	○	○	○
19	知的財産権の帰属等	本業務に係る作業により作成する成果物について、著作権法に基づく対応や権利侵害の紛争等が生じた場合の処理について理解していること。	○	—	○	○	○	○	○	○

父母の離婚、別居等を経験する子の養育について子の意見等を適切に反映させる方策に関する調査研究業務
審査結果取りまとめ表

【公益社団法人商事法務研究会】

項目番号	評価項目	評価基準			倉重企画官	今村局付		上田局付	
			基礎点	加点		基礎点	加点	基礎点	加点
20	ワーク・ライフ・バランスの推進	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるばし認定企業・プラチナえるばし認定企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1段階目(※①) 4点 ・2段階目(※①) 6点 ・3段階目 8点 ・プラチナえるばし 10点 ・行動計画(※②) 2点 <p>※① 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。</p> <p>※② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。</p> <p>次世代法に基づく認定(くるみん認定及びプラチナくるみん認定)に関する基準適合一般事業主認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正前くるみん(※3) 4ポイント ・トライくるみん 6ポイント ・くるみん(新基準)(※4) 6ポイント ・プラチナくるみん 10ポイント <p>※3 改正前くるみん認定(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号)による改正前の認定基準又は同附則第2条の規定による経過措置により認定)</p> <p>※4 くるみん認定(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号)による改正後の認定基準により認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定 8点 <p>(複数の認定等に該当する場合は、最も点数が高い区分により加点を行う)</p>		10					
21	賃金引上げの実施を表明した企業等に関する事項	<p>・(1)又は(2)に該当する事業者 10点</p> <p>(1)令和7年4月以降に開始する入札者の事業年度(又は令和7年以降の暦年)において、対前年度(又は対前年)比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している企業(大企業)</p> <p>(2)令和7年4月以降に開始する入札者の事業年度(又は令和7年以降の暦年)において、対前年度(又は対前年)比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している企業(中小企業等)</p>		10					
	合計	基礎点 加点	100	100	100	100	100	100	100
		技術点							